

⑤ 法務少年支援センター（法務省）

少年鑑別所¹⁸は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の少年たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、少年や保護者などの個人からの相談に応じて情報の提供・助言等を行っているほか、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援を行っている。

COLUMN No.9

地域とつながり地域につなげる ～法務少年支援センターの地域援助業務～

少年鑑別所は、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解などに関する知識・ノウハウを活用して、平成27年6月に施行された少年鑑別所法第131条に基づき、「法務少年支援センター」として、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPOなどの民間団体など、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいる。

(1) 個人又は保護者等に対する相談・助言

問題行動などで困っている人に対して、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように対応すればよいのかといったことについて、情報提供や助言を行っている。

(2) 関係機関等に対する相談・助言

個人や保護者等だけではなく、関係機関・団体からも相談を受け付けている。例えば、学校の先生から「学校内でのトラブルが目立つ生徒への対応」について相談を受け、面接や心理検査、知能検査を実施した上で、本人の特性に応じた指導上のポイント等を助言している。

(3) 研修会などへの講師派遣、事例検討会への出席

学校や関係機関が主催する研修会、講演会などに、少年鑑別所の職員を派遣し、非行や子育ての問題について分かりやすく説明をしたり、子供に対する教育・指導方法についてコンサルテーションを行ったりしている。

少年院・少年鑑別所の役割や、少年保護手続の流れなどについて、法教育授業や職員研修もしている。

また、関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動のある子供に対する事例検討会などに出席し、見立てや指導方法に関する助言を行っている。



18 ①家庭裁判所などの求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。

(4) その他

法務少年支援センターでは、全国共通ダイヤル（0570-085-085）を整備し、最寄りの法務少年支援センター（少年鑑別所）に電話相談ができるようになった。さらに、法務少年支援センターのホームページも開設している。

御希望がありましたら、どうぞお気軽に、最寄りの少年鑑別所の窓口にて御相談下さい。



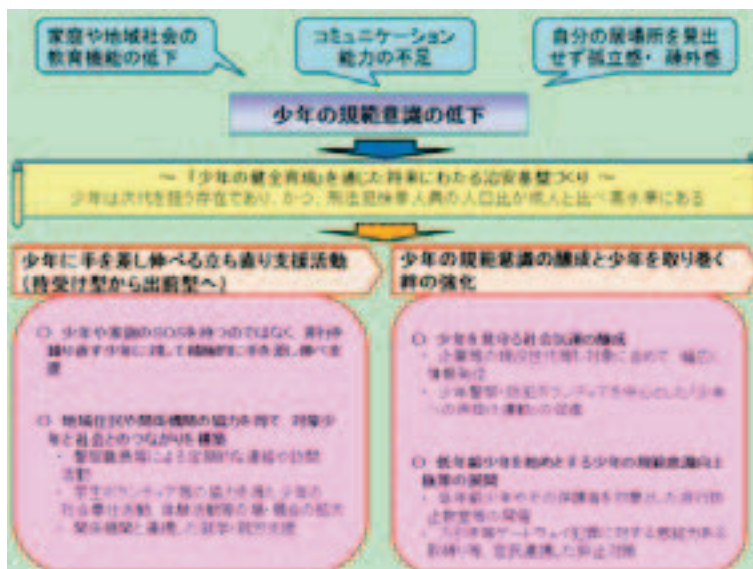
このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせている。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示している。

(2) 非行防止、相談活動等

ア 非行少年を生まない社会づくり（警察庁）

警察は、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。具体的には、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組などによってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。また、少年事件の共犯率が成人事件と比較して高く、不良交友関係が立ち直りの大きな阻害要因となっていることから、その実態の把握に努めるとともに、少年警察ボランティアなどと連携しながら、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援など、その解消に向けた対策を推進している。（第3-18図）

第3-18図 非行少年を生まない社会づくりの推進



(出典) 警察庁資料

イ 非行防止教室（警察庁、文部科学省、法務省）

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。具体的な非行事例などを題材にして直接少年に語り掛けることにより、少年自身の規範意識の向上を図っている。

文部科学省は、学校、家庭、地域が十分な連携を図り、子供の豊かな人間性や社会性を育むため道徳教育の充実を図るとともに、関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、子供の非行防止に努めている。

法務省は、「中学生サポート・アクションプラン」として、中学生の犯罪・非行の未然防止と健全育成を図っている。このプランでは、非行問題に関する豊富な知識や保護観察対象者に対する処遇経験を有する保護司（学校担当保護司）が、直接中学校へ赴き、非行問題や薬物問題をテーマにした非行防止教室を開催したり、問題を抱えた子供への指導方法などについて教師と協議などを行ったりしている。

ウ 多様な活動機会・居場所づくりの推進（警察庁、文部科学省）

（第2章第1節1（3）「体験活動の推進」、第4章第1節3「地域全体で子供を育む環境づくり」を参照。）

エ 相談活動（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省）

地域住民に身近な市町村を中心に設立されている青少年センター（青少年の育成を図ることを目的とし、相談活動などを行う機関を指す。少年補導センターや青少年育成センターといった名称で活動。）では、相談活動や街頭補導、有害環境の適正化に関する活動が行われている。青少年センターが扱う相談の内容は、非行に関するもののほか、いじめ、不登校、虐待の問題など様々である。

警察では、非行、家出及び自殺の未然防止や、犯罪、いじめ及び児童虐待などに係る被害少年の保護のための相談窓口を設け、心理学などの専門知識を有する少年補導職員や非行の取り扱い経験の豊かな警察官などが、様々な悩みを持つ少年やその保護者からのSOSを受け止め、必要な指導や助言を行っている。また、電話相談窓口「ヤングテレホンコーナー」を設置しているほか、FAXや電子メールによる相談も受け付けるなど、相談者が利用しやすい環境の整備を行っている¹⁹。平成26（2014）年に警察が受理した相談の件数は、63,770件で、前年に比べ1,355件（2.1%）減少した（第3-19表）。相談内容をみると、少年自身からの相談では、家庭、交友問題や犯罪被害に関する悩みが多く、保護者からの相談では、家庭や非行の問題に関する悩みが多い（第3-20図）。相談後も継続的な指導・助言を必要とするケースは、9,423件で、全体の14.8%を占めている（学校における相談体制については、第2章第2節2（3）「学校における相談体制の充実」を参照）。

法務省は、子供の人権問題について、人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員による相談対応を行っている。また、少年鑑別所でも、「法務少年支援センター」として子供の非行や問題行動に悩む保護者や学校関係者などからの相談に応じており、臨床心理学などを専門とする職員が助言や情報提供を行っている。「更生保護サポートセンター」でも、犯罪予防活動の一環として、保護司が子供の非行や問題行動で悩む親からの相談に応じている。

オ 補導活動（内閣府、警察庁）

少年の非行を防止する上で、問題行動の初期段階での適切な対応が極めて重要である。

警察は、全国に設置された少年サポートセンター（第3-21図）を中心として、警察が委嘱する少年警察ボランティアなどと連携し、繁華街や公園といった非行が行われやすい場所に重点を置いて、家出少年などの発見・保護活動及び深夜はいかいなど不良行為少年に対する補導活動を推進し、問題行動を早期に発見して、少年及びその保護者に対する的確な助言・指導を行っている。

19 <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

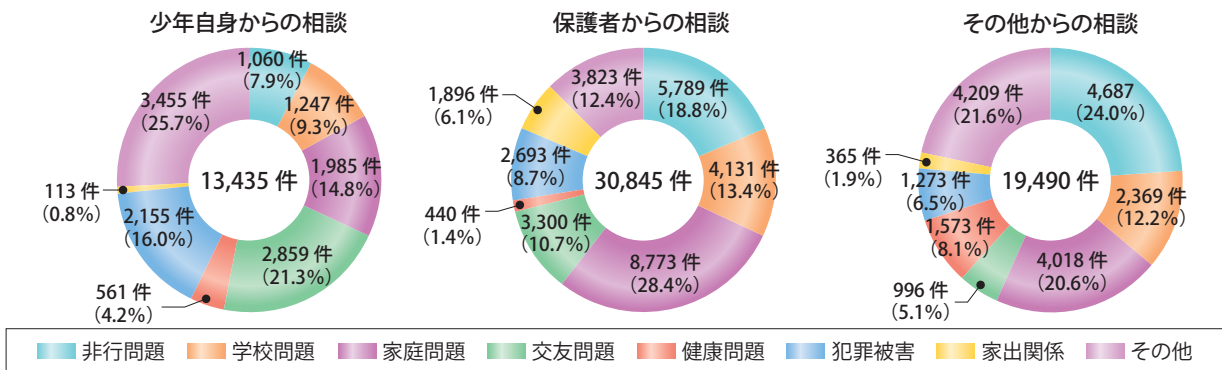
市町村に置かれている青少年センターでも、市町村などから委嘱された少年補導委員による街頭補導や有害環境の適正化の活動が行われている。

第3-19表 警察が受理した少年相談の状況（平成26年）

相談者別	相談件数		うち電話相談		うちメール相談		性別（件）	
	構成比（%）	構成比（%）	構成比（%）	構成比（%）	男性	女性		
							構成比（%）	構成比（%）
合計	63,770	100.0	29,736	100.0	789	100.0	28,205	35,565
少年自身	13,435	21.1	4,527	15.2	282	35.7	6,017	7,418
未就学	16	0.0	4	0.0	0	0.0	8	8
小学生	766	1.2	224	0.8	5	0.6	387	379
中学生	3,053	4.8	881	3.0	63	8.0	1,455	1,598
高校生	5,024	7.9	1,785	6.0	107	13.6	2,193	2,831
大学生	701	1.1	228	0.8	6	0.8	282	419
その他	436	0.7	105	0.4	7	0.9	173	263
有職少年	1,664	2.6	535	1.8	10	1.3	772	892
無職少年	1,241	1.9	446	1.5	5	0.6	445	796
不詳	534	0.8	319	1.1	79	10.0	302	232
保護者	30,845	48.4	14,297	48.1	116	14.7	9,398	21,447
その他	19,490	30.6	10,912	36.7	391	49.6	12,790	6,700

（出典）警察庁調べ

第3-20図 少年相談の内容（平成26年）



（出典）警察庁調べ

第3-21図 少年サポートセンター



(出典) 警察庁資料

カ 事件の捜査・調査

① 警察（警察庁）

警察は、非行少年を発見した場合は、必要な捜査や調査を行い、検察官や家庭裁判所、児童相談所といった関係機関へ送致または通告するほか、その少年の保護者に助言を与えるなど、非行少年に対して適切な指導がなされるよう措置している。

- ・犯罪少年（14歳以上20歳未満で罪を犯した者）

「刑事訴訟法」(昭23法131)や「少年法」(昭23法168)に規定する手続に従って、必要な捜査を遂げた後、罰金以下の刑に当たる事件は家庭裁判所に、禁錮以上の刑に当たる事件は検察官に送致または送付する。

- ・触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした者）

保護者がいないか保護者に監護させることが不適当と認められる場合には、児童相談所に通告する。その他の場合には、保護者に対して適切な助言を行うなどの措置を講じている。また、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に触れると考えられるなどの場合には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。

- ・ぐ犯少年（20歳未満で一定の事由があって、その性格や環境に照らして、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者）

18歳以上20歳未満の場合は、家庭裁判所に送致している。14歳以上18歳未満の場合は、事案の内容や家庭環境から判断して家庭裁判所か児童相談所のいずれかに送致または通告している。14歳未満の場合には児童相談所に通告するか、その非行の防止を図るために特に必要と認められる場合には保護者の同意を得た上で補導を継続的に実施する。

② 検察庁（法務省）

検察官は、

- ・警察からの送致などを受けて必要な捜査を行い、犯罪の嫌疑があると認めたときは、事件を家

庭裁判所に送致する。犯罪の嫌疑がなくとも、ぐ犯などの事由がある場合には、同様に事件を家庭裁判所に送致している。その際、少年に刑罰を科すのが相当か、保護観察や少年院送致といった保護処分に付すのが相当かなど、処遇に関する意見を付している。

- ・家庭裁判所から少年審判に関与すべき旨の決定があった場合に、これに関与し、裁判所の事実認定を補助している。
- ・家庭裁判所から刑事処分相当として検察官に送致された少年については、原則として公訴を提起している。

検察官が十分な捜査を行い事案を解明した上で適切な処理をすることは、少年犯罪に対する最も基本的で重要な対策であり、今後も一層充実させることとしている。

キ 非行集団対策（警察庁）

ひったくりや路上強盗といった街頭犯罪は、その検挙人員の約50%が少年である。暴走族や非行少年グループといった非行集団によって敢行される各種の犯罪は、我が国の治安にとって看過できないものとなっている。非行集団は、暴走行為や集団的暴行事件などの集団的な違法行為を敢行するだけでなく、所属する少年が、特殊詐欺を始めとした各種の犯罪を敢行するきっかけを作りだしていることが少なくない。

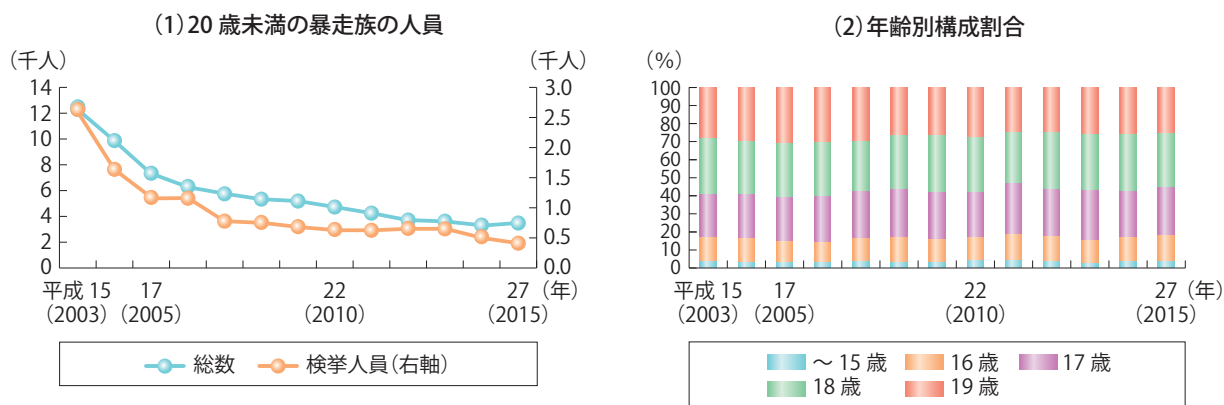
警察は、少年部門、交通部門、刑事部門の連携を強化して、非行集団の実態把握を徹底し、

- ・非行集団やその予備軍となる非行少年などを、各種法令を活用して徹底的に取り締まることによる、非行集団の弱体化と解体
- ・少年の非行集団及び暴力団への加入阻止や離脱支援
- ・関係機関と連携した車両の不正改造防止対策や道路交通環境の整備などの暴走族対策

などの取組を推進している。

◇警察が把握した20歳未満の暴走族の人員は減少傾向にあり、刑法犯として検挙された人員も減少傾向にある。

第3-22図 暴走族



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」